

私道への污水管布設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道に公共下水道の污水管（以下「污水管」という。）を布設することにより、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的に定めるものである。

(污水管布設の条件)

第2条 この要綱により污水管を布設する私道は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 私道の両端又は一端が污水管の布設されている公道に通じていて、污水管を布設するのに支障のないこと。
- (2) 私道の土地所有者が污水管の布設を承諾していること。
- (3) 私道の污水管布設期間は永久であり、かつ、土地使用料が無償であること。
- (4) 私道の所有権を譲渡し、又は賃貸借権及びその他の権利を設定する場合は、譲受人その他権利を取得する者に対し、污水管布設部分の使用を受け継がせるむねの確約ができること。
- (5) 私道に布設しようとする污水管は、汚水を排除すべき戸数が公道に接している家屋一戸を除いて2戸以上あり、速やかに排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化をすることが明らかであること。

2 個人及び法人が所有する家屋（社宅、マンション、アパート、戸建借家その他これに類する建物）のみが所在する私道については、この要綱の適用除外とする。

(申請)

第3条 私道に污水管の布設を希望する者は、代表者を定め、污水管布設申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し市長に申請しなければならない。

- (1) 污水管布設希望者名簿（様式第2）
- (2) 土地使用・工事承諾書（様式第3）
- (3) 誓約書（様式第4）
- (4) 私道の土地登記事項証明書
- (5) 公図の写し及び私道の位置図

(6) その他市長が必要とする書類

(採否の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を污水管布設決定（却下）通知書（様式第5）により通知しなければならない。

(完成後の措置)

第5条 この要綱に基づき布設した污水管の所有権は、江南市に帰属する。

2 新たに利用の申出者がある場合は、私道の所有者及び既利用者は污水管への接続を拒んではならない。

3 私道の土地利用者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

汚水管布設申請書

年 月 日

江南市長

代表申請者

住所

氏名

電話

印

下記の私道に汚水管を布設して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

私道の位置及び地積

添付書類

- 1 汚水管布設希望者名簿 (様式第2)
- 2 土地使用
工 事 承諾書 (様式第3)
- 3 誓約書 (様式第4)
- 4 私道の土地登記事項証明書
- 5 その他市長が必要とする書類

様式第2 (第3条関係)

汚水管布設希望者名簿

| 区画 対象 番号 | 住 所 | 氏 名 | 印 | 世 帯 員 | 電 話 | 摘 要 |
|----------------|--------|--------|---|-------------|--------|--------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

私道平面図及び土地所有者区画図

様式第3 (第3条関係)

土地使用
工 事 承 諾 書

年 月 日

江 南 市 長

住 所 :

氏 名 :

印

電 話 :

私の所有する下記の土地に公共下水道の污水管を布設することを承諾します。

記

1. 私道の所在地

2. 土地使用料 無 償

※ 私道の所有権を譲渡する場合又は賃貸借及びその他の権利を設定する場合は、譲渡人にこの内容を承諾させます。

| | |
|-------|---|
| ※枝線番号 | 号 |
|-------|---|

年 月 日

誓 約 書

江 南 市 長

住 所：

氏 名：

印

今般私道に公共下水道を布設するに当り、次のとおり誓約いたします。

記

- 1 公共下水道布設期間は、永久であり、土地使用料は無償とします。
- 2 私道の現況を変更しようとするときは、市の承認を受けこれに要する費用は当方にて負担します。
- 3 私道敷の所有権を譲渡する場合又は賃借権及びその他の権利を設定する場合は、譲受人にこの内容を承諾させます。
- 4 公共下水道布設工事に伴い、不可抗力により近接する家屋等に被害を及ぼした場合の補償及び賠償請求はいたしません。
- 5 使用開始後速やかに排水設備の改造及び汲取便所の水洗化をいたします。

第 年 月 日
号

汚水管布設決定（却下）通知書

代表申請者

様

江南市長

年 月 日付けで申請のあった私道への公共下水道汚水管布設について調査の結果下記のとおり布設することを決定（却下）しましたので通知します。

記

1 布設場所

2 工事予定期間

着手 年 月 日
完了 年 月 日

3 条件（却下理由）